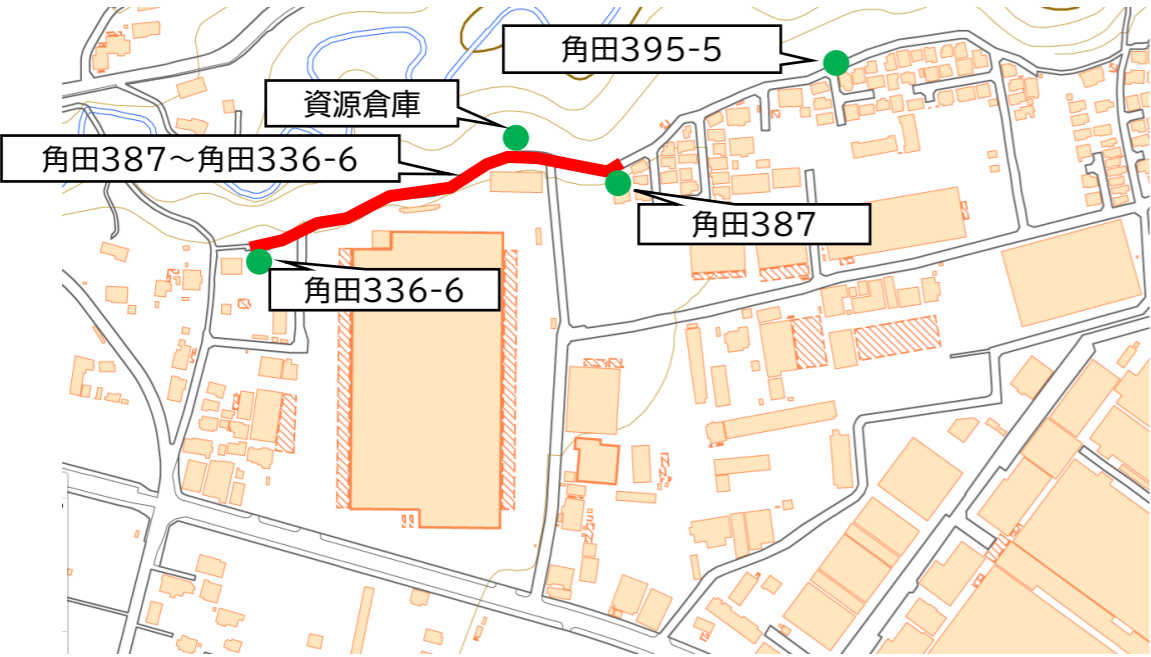


令和5年度「ふれあいファミリアミーティング」回答表【小沢区】

No.	意見・要望	担当課	回答
1	<p>道路沿いのナラ枯れ対策のお願い</p> <p>梅沢自治会において、町道路課へ以前より枯れ木の倒木や枯れ枝の落下について、通行人及び通行車両への危険性を指摘していますが、処置されない状態が続いています。</p> <p>今年、新たな枯れ木も増えており、倒れると民家への被害が想定されます。（角田395-5付近）ギオン裏（角田387～角田336-6）では、枯れ枝が道路や資源倉庫の上に度々落下しています。通行人や通行車両への被害は確認できていませんが、いつ重大事故が発生してもおかしくありません。この道路は、災害時の一時避難場所である梅沢公民館までの道路でもあります。</p> <p>特に、梅沢自治会の資源倉庫～角田387付近までの道路については、小学生の通学路でもあり、早急な対策を希望します。</p> <p>4月には相模原市のキャンプ場で倒木による死亡事故が起きました。</p> <p>事故が起きてからでは遅いので、道路管理者である町から所有者に危険性を強く伝え、伐採を指導・命令するとか、町が所有者に代わって伐採工事を実施するなどの検討をお願いいたします。</p> <p>危険な空き家については、所有者に代わって自治体が「行政代執行」して解体できると聞きました。枯れ木についても同様に「行政代執行」できませんか。</p> <p>地域住民の安心・安全な生活のために、ご検討をよろしくお願いいたします。※地図参照</p> 	道路課	<p>道路際の樹木につきましては、民地から繁茂しているものであり、その土地所有者が適切な維持管理を行うことが原則となっています。</p> <p>こうしたことから、これまでも土地所有者に対し、道路にはみ出した枝の剪定などの維持管理を依頼してきたところですが、ナラ枯れによる立ち枯れが多く見られますので、枯れ枝などの落下による事故が発生した場合には、所有者責任を問われることがある旨や、伐採をする際には、町の補助制度が利用できる旨の通知を10月24日に通知したところです。</p> <p>引き続き、所有者の方と連絡をとり、適切な維持管理を指導してまいります。</p>